

大和町縁結び応援団制度について

大和町縁結び応援団

町では、継続的に仲人活動に取り組まれる方を「大和町縁結び応援団」に登録し、その活動を支援します。登録に当たり、町のホームページなどで名前等を公表させていただきます。

(1) 条件

継続的に仲人活動を行う方で、次の条件を満たす方。

- 町内に住所を有すること。
- 年齢 30 歳以上の既婚者であること。
- 仲人活動を業としておこなっていないこと。
- 町が開催する会議、研修会等に参加できること。
- その他仲人活動が困難である事情がないこと。

(2) 活動への支援

登録された仲人さんには、次のような支援があります。

- 情報交換や研修会等の機会を設けます。
- 下記の奨励金制度があります。

仲人成婚奨励金

仲人活動の結果として男女が結婚した際に、仲人さんに奨励金を支給します。

(1) 金額

成婚 1 組につき 100,000 円

(2) 支給条件

- 仲人活動の結果としてご結婚されたこと（夫婦両名から署名をいただきます）。
- 結婚された夫婦がともに大和町にお住まいになること。
- 仲人さんの三親等以内の親族のご結婚は対象外。